

- ★すでに2024年度に他の奨学金について受給が決定している者および申請中（直接応募含む）の者は選考対象外。
★申請を希望する場合は、応募書類を準備の上、2024年2月21日（水）までに農学部・農学研究科教務係へ提出のこと。
★総長特別奨学生でも応募は可能ですが、授業免除申請は不可となるので注意すること。

令和6年度（2024年度）
公益財団法人ヒロセ財団 外国人留学生募集要項
（一般奨学金）

1. 応募資格 **東アジア、東南アジア、南西アジア地域の国籍を有する者**

- (1) 日本以外の国籍を有し、インド以東のアジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、令和6年4月1日現在で 30歳以下の者 **学部・大学院の正規課程に在籍する者**
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) **日本語検定試験 N1 合格者**
- (6) 国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会（年4回を予定。うち1回は2泊3日の研修旅行）、芸術文化関係交流事業に出席できる者

注) なお、次の者は除外します。

- ・ 日本での留学中、更に他の国への留学（交換留学、短期又は中長期留学を問わず）を予定する者
- ・ 将来、日本学術振興会の特別研究員事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム等の各種支援制度、並びに他の奨学金への応募を希望する者

2. 新規募集人員 30名程度（財団の年間奨学生 約100名）

3. 対象学年

- 学部学生 : 令和6年（2024年）4月に正規生として在学する者
大学院学生 : 令和6年（2024年）4月に正規生として在学する者

4. 奨学金

- 学部学生 月額18万円
大学院生 月額20万円

ただし、学部学生、大学院学生ともに、所定の最小限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とする。

5. 奨学金支給期間

令和6年（2024年）4月から1年間。ただし、特に成績優秀な者及び当財団の交流事業を理解する者については、毎年度末に審査の上、所属する学部又は研究科の標準年限まで継続可とする。

6. 応募方法

大学の推薦により、申請を受け付ける。

7. 応募の手続き

次の書類を揃え、指定する日までに、財団事務局に提出する。記載漏れ、乱雑な記入の書類は受け付けない。

- (1) 奨学金申請書 (所定の様式)
 - (2) 履歴書 (所定の様式)
 - (3) 身上書 (所定の様式)
 - (4) 在学証明書：大学院各課程入学予定者は、合格通知書 (入学許可書) の写し
 - (5) 在留カードの写し (住所、氏名、在留資格の確認のため) **両面**
 - (6) 成績証明書：~~現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等。~~ **別紙の成績評価係数算出方法を参照の上、算出した成績評価係数を余白に鉛筆書きで記入のこと**
 - (7) 推薦理由書 (~~学部長又は指導教員による封緘書~~)：A4用紙で1頁以内
- 「大学の担当部課」欄は留学生課で記入するので空欄のままにすること
自筆による (乱雑な記載は受け付けません)
日本での連絡先は、本人同様に一時帰国等の可能性のある知人 (留学生) はなるべく避けてください。

8. 選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長に報告し、理事会で奨学生を決定する。一大学において、「採用者なし」もあり得る。

なお、選考に当たっては、書類審査の他、面接を行うことがある。

採用決定者については、5月中に大学及び本人に通知する。

9. 奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 病気等により又は理由なく長期 (1ヵ月以上) 欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学 (短期、交換留学を含む) したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (6) 事前の連絡なく奨学生交流会等諸行事を欠席したとき
- (7) 事前の相談なく年間10日間以上帰国又は日本を離れたとき
- (8) 応募書類及び報告書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は迷惑をかけたとき

10. 報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況 (学業成績を含む。) 及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11. 注意事項

この要項に記載してあることについて不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。